

事 務 連 絡  
令和 6 年 5 月 1 7 日

市町公費解体担当課 様

石川県生活環境部資源循環推進課

公費解体される家屋からの家財等の取り出しについて（再周知）

日頃より災害廃棄物処理にご尽力いただきありがとうございます。

さて、標記の件について、令和 6 年 4 月 22 日付け事務連絡にて通知いたしましたが、市町によって公費解体における家財等の撤去に係る扱いが異なっている状況がありますので、改めてお知らせいたします。

今後、公費解体が本格化していく中で、建物の倒壊等の危険のない範囲で、ボランティアと連携していただくなどにより、環境省の指針<sup>1)</sup>に従い、できるだけ家財等を取り出しておくことが、迅速な解体につながります。また、家財の取り出しは公費解体の申請後でも可能です。

なお、環境省のマニュアル<sup>2)</sup> 質疑応答集問 20 に記載されている「不要なものとして処分せざるを得ないもの」には、建物の倒壊のおそれがあるなどやむを得ない事情により家屋内に入れず処分せざるを得ない場合が含まれます。

貴市町におかれては、本事務連絡の趣旨をホームページに掲載いただくとともに、市町ボランティアセンターや住民に対する周知についてご協力をお願いします。

1)：災害廃棄物対策指針（改訂版）（環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）

撤去（必要に応じて解体）する損壊家屋等の中に家具・家財道具、貴重品、思い出の品等がある場合は、所有者確認を行った上で、原則として撤去（必要に応じて解体）前に所有者に回収してもらう。

2)：公費解体・撤去マニュアル第 4 版（環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）  
質疑応答集

問 20 家屋内に残置された家財・家電などの撤去は対象となるか。

○家屋内に残置された家財・家電等のうち、貴重品や思い出の品など必要なものは、解体工事前に被災者により持ち出す必要がある。

○災害により損傷するなどし、不要なものとして処分せざるを得ない家財・家電等を災害廃棄物とみなし、家屋の解体と併せて撤去する場合は、補助対象となる。

事 務 担 当  
石川県資源循環推進課  
岡、小浦  
(076) 225-1471